

欧州連合における対外的行為としての制裁

西谷 元

- 一 序論
- 二 一三条における共通通商政策の範囲
- 三 EC条約第二二四条
- 四 実行
- 五 結論

一 序 論

欧州共同体は、共同体独自の行為として、これまで多くの経済制裁を行ってきた。また、共同体加盟国は、共同体条約における回避条項を援用することにより、国連加盟国の義務としての経済制裁を行うとともに、欧州政治協力(European Political Cooperation, EPC)における合意に基づいて外交的制裁等を行い、また共同体の枠組みの外で加盟国の単独行為としての制裁を行っている¹⁾。さらに、マーストリヒト条約発効後においては、共通外交安全保障政策に関する欧州連合条約の規定に従って採択された共通の立場又は共同行動における緊急措置としての経済制裁がとられることとされている。本稿の目的は、共同体自体による経済制裁措置及び加盟国による制裁を検討することにより、共同体の対外的権限の一つの行使形態としての経済制裁の共同体法における法的根拠及び共同体加盟国によって共同体自体によ

る経済制裁がどのように用いられるかを明らかにすることにある。

共同体法においては、従来共同体による経済制裁の根拠規定として、EC条約第一一三条に基づく共通通商政策が挙げられ、加盟国による経済制裁を認める根拠としてEC条約第二二四条が援用されてきた。二においては共同体における共通通商政策の範囲の確定基準を、三においては第二二四条の適用要件を、四においては共同体における経済制裁の実行を検討する。

二 第一一三条における共通通商政策の範囲

A 条約規定

共通通商政策は、共通農業政策および共通輸送政策とともにECの主要な活動分野の一つであるが、共同体条約の規定から、共通通商政策の明確な範囲を明らかにすることはできない。EC条約第一八、第二九および第一一〇の各条は、条約起草者が予定した共通通商政策の目的を明らかにするが、目的に関するこれらの規定より、共通通商政策の範囲を確定する基準を導き出すことはできない。

EC条約第一一〇条前段は、「加盟国は、相互間に関税同盟を設定することにより、共通の利益に応じて世界貿易の調和のとれた発展、国際貿易上の制限の漸進的撤廃および関税障壁の引き下げに寄与するものとする」と規定し、旧EEC条約第一一条以降の規定の一般的な政策ガイドラインを定めたものと考えられるが、この規定より具体的法効果が生じるとは考えられていない。ただし第一一〇条は後段において、共通の通商政策は、構成国間の関税の撤廃がこれらの国における企業の競争力の向上に好ましい影響を及ぼすことが考慮されなければならないとし、第一一

条以降において具体的に規定される共通通商政策の要件を定める。

過渡期間に關し適用される旧 E E C 条約第一一條は、特に共同体共通関税につき言及し、第三国との関税協定及び数量制限について規定する。

過渡期間の終了後において適用される E C 条約第一一三条第一項は、共通通商政策について「特に関税の改正、関税協定及び通商協定の締結、自由化措置の統一、輸出政策並びにダンピング及び補助金の場合にとるべき対策を含む貿易上の防衛措置に關して一律の原則に基づくものとする」と規定する。しかしながらこの規定は、共通通商政策の範圍確定についての明確な基準を示すものではなく、またこの規定に例示される関税率の改正、関税協定及び通商協定の締結、自由化措置の統一、輸出政策並びに貿易保護措置は、共通通商政策に含まれる措置の制限的列挙に過ぎないと考えられる。²⁾

このように、共通通商政策の概括的な目的に關する規定並びに第一一條及び第一一三条の權限規定は、共同体の共通通商政策の範圍を確定する明確な基準を与えてはいない。

B 共同裁判所判例

共同裁判所は、共通通商政策の範圍を確定する基準については明らかにしなかったものの、はやくから、第一一條の解釈に当たっては柔軟なアプローチを採用することを明らかにした。*Massey-Ferguson Case* において、共同裁判所は、「関税同盟が正常に機能する為には、「E E C」条約第九、第二七、第二八、第一一及第一一三の各条並びに一方的行為及び双方向的行為により、対外貿易を排他的に管理するために共同体機関に与えられている權限を、広範に解釈することが正当化される」と判示した。³⁾ また、共同裁判所は、*Opinion I/75* においても、第一一三条

における共通通商政策の範囲を確定する基準に関し、柔軟なアプローチをとると判示した。さらに、通商政策の概念は国家においてもまた共同体においても同様であると判示し、共通通商政策が発展的性格を有することを明らかにした。⁵⁾

以上二つの共同体裁判所判例から明らかのように、共同体裁判所は、共通通商政策の範囲の確定において柔軟なアプローチをとり、当該分野における共同体権限を認めてきたが、いかなる基準においてその限度が定められるのかを明らかにしなかった。確かに共同体裁判所が判示したごとく、共通通商政策は発展的な性格を有しており、それ故共同体権限の範囲についても同様のことがあてはまると考えられる。しかしながらこのような発展的性格も無制限又は無秩序に拡大されるものではない。このような共通通商政策の範囲確定の明確な基準の不存在が、*Opinion 1/78* において問題となった。

Opinion 1/78 において、共同体委員会は、*Opinion 1/75* での共通通商政策と国家の通商政策の同一性に関する共同体裁判所判旨を指摘するとともに、共同体裁判所が先例においてとった第一一三条に対する柔軟なアプローチを援用して、共通通商政策の範囲を確定する基準とは、国際貿易を主として規律する性格を有しているということであると主張した。このような性格を検討するにあたり、E E C 条約により規定された加盟国間の貿易障壁の撤廃及び共通通商政策の実現との関係が留意されなければならないと主張された。⁶⁾

これに対して共同体理事会は、⁷⁾ 共同体条約の他の規定、特にそこにおいては理事会が単に調整的権限のみしか有していない一般経済政策——そこには当該事件において問題となった第一次産品の供給政策が含まれると考えられる——に関する第一四五条の規定の存在を無意味とするような解釈が、第一一三条に対してなされてはならないと主張した。⁸⁾ したがって、理事会によるならば、第一四五条の規定の存在故、第一一三条に基づいては一般経済政策に関わる

当該条約を締結することはできない。そして共同体理事会は、貿易の総量または流通に影響を与えることを目的とするような措置が、第一一三条における共通通商政策に含まれると主張した。⁹⁾

Opinion 1/78 において、共同体裁判所は、いずれの基準、すなわち共同体委員会により主張された措置の最終的效果、あるいは共同体理事会により主張された措置の経済的目的、のいずれの基準を用いて共通通商政策の範囲を確定するのかを明らかにしなかった。共同体裁判所は、この点について、まず第一に、問題となつてゐる条約の目的は多様ではあるが、「しかしながらそれらの国家にとっては、このような条約は基本的に貿易の条件の向上をもたらすという目的にそうものであることが認識されなければならない」と判示し¹⁰⁾、条約の目的に言及しつつ、当該事件において問題となつた条約は共通通商政策の範囲内に含まれると結論づけた。しかしながら同時に共同体裁判所は、「当該条約は、それらの国家の輸出収入を増大せしめる」と判示することにより、条約の効果についても言及した。¹¹⁾

共同体裁判所は続いて、*Massy-Ferguson Case* 及び *Opinion 1/75* 判決と同様に EEC 条約第一一三条に対する柔軟なアプローチを肯定した。そのようなアプローチをとる理由として、共同体裁判所はまず、「伝統的な通商条約とともに、国際貿易を規律する重要な要素の一つとなりつつある種類の条約に関して、共同体がその権限を行使する立場にないとするならば、統一的な通商政策はもはや現実的なものではなくなる」とした。¹²⁾ 第二に、「第一一三条における共通政策において示される事項は……非制限的列挙であり、これは共同体レベルにおいて対外的貿易を規律することを目的とする他の措置の適用に門戸を閉ざすものではない」と判示された。¹³⁾ 第三に、「共通通商政策概念の制限的解釈は、経済関係の一定の局面において結果的に非加盟国との間で生ずる不均等故、共同体内貿易において障害を生じさせる危険性がある」ことがあげられた。¹⁴⁾

結論として、共同体裁判所は、第一一三条における共同体の共通通商政策に関する権限を解釈するにあたり、権限

を関税または数量規制に代表されるような伝統的な対外貿易規律手段にのみ限定し、より高度に発達した機構の導入を制限するような解釈アプローチはとることができないと判示した。¹⁶ また同時に、このような共通通商政策に関する条約は、他の要素——たとえば経済政策、戦略的備蓄または開発援助等——の他の目的によって制限されるものであつてはならないとされる。¹⁷

当該意見がいずれの基準を適用したかについて論者により争いがあるが、¹⁸ 共同体裁判所は共同体委員会あるいは共同物理理事会のいずれが主張した判断基準を採用するかを明らかにしなかつたと解釈するのが妥当であると考えられる。当該事件にのみ限つて言うならば、いずれの基準に従つたとしても、同様の結論が導かれた。積極的に具体的な基準を示すことなく、以上のような結論に至るのにあたり、共同体裁判所は、否定的要素を列挙するという消極的な解釈手段を適用した。¹⁹

C 小 結

共同体条約規定及び共同体裁判所判例の検討において明らかにされたように、共通通商政策の範囲について共同体条約は明確な基準を欠き、また共同体裁判所は共通通商政策の範囲確定基準について共同体委員会及び共同物理理事会のいずれが主張する基準を適用するかを明確には示さなかつた。ところで、共同体による経済制裁は、共同物理事会によって主張された、共通通商政策に基づく共同体による措置は経済的目的のための措置に限定されるとの基準によるならば、経済制裁が経済的目的のためではなく政治的目的のために行われるため、第一一三条に基づく制裁を行うことはできない。他方、共同体委員会によって主張された、共通通商政策に基づく共同体による措置が経済的效果を有する措置を含み得るとの基準によるならば、経済制裁は当然に経済的效果を生じさせるため、共同体による経済

制裁は第一一三条に基づいて行うことが可能となる。

共同体裁判所は、前述のように *Opinion 1/78* においては、共同体委員会あるいは共同体理事会のいずれが主張した判断基準を採用するかを明らかにしておらず、共同体による経済制裁が第一一三条に基づいて行い得るかは明かではない。確かに共同体は経済制裁に分類される措置を第一一三条に基づいてとっているが、そうするにあたっては理事會及び委員会ともにこのような措置の文言上制裁という政治的目的が明らかにされることを極力避けていた。²⁰

三 E C 条約第二二四条

一九五四年のフランスによる欧州防衛共同体条約の批准の否決から明らかなように、加盟国の安全保障に関する主権的権利の制限に対しては慎重である必要があった。E C 条約は、共同体条約の目的と加盟国の安全保障の分野における主権的権利の整合をとるため、第二二三条—二二五条の規定をおく。²¹

第二二三条及び第二二四条は、共同体加盟国が共同体条約において規定された一定の義務の履行の責任を回避することを可能とする。第二二四条は、第二二三条の場合とは異なり、共同体条約の通常の規則を変更することを明示的に認めてはいないが、第二二五条の規定を考慮するならば、規則の変更を黙示的に認めていると考えられる。すなわち、第二二五条は「第二二三条及び第二二四条に定める場合にとられる措置が実際に共同体市場の競争条件を歪める場合には、委員会は、関係加盟国とともに、これらの措置をこの条約に定める規則に適用させることができる条件について検討する」と規定し、第二二三条及び第二二四条の二つの規定を全く区別せずに言及している。第二二三条の

規定が一定の義務の履行責任を回避する事を可能としていることには争いがないため、第二二四条に基づいても同様に履行責任を回避することができる⁽²³⁾と解釈される。

第二二三条は一般に平和時の安全保障上の問題を扱うのに対し、第二二四条は公共の秩序に影響を及ぼす重大な国内の動乱、戦争若しくは戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張、又は平和及び国際的安全を維持するために負った義務の履行といった特別の状況に対するものである⁽²³⁾。

「公共の秩序に影響を及ぼす重大な国内の動乱」とは、加盟国国内の政治的秩序の混乱を意味し、経済的危機又はストなどの労働分野での混乱は含まれないと考えられる。この例としては北アイルランドにおける状況が挙げられる⁽²⁴⁾。「戦争若しくは戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張」とは、加盟国と非加盟国との間又は非加盟国間の戦争又は戦争の脅威を意味すると考えられる。「平和及び国際的安全を維持するために負った義務の履行」とは、国連憲章第七章より生じる義務、北大西洋条約⁽²⁵⁾第五条及び第六条より生じる義務並びに西欧連合条約⁽²⁶⁾第五条より生じる義務などが挙げられる。

以上のような特定の重大な状況において、共同体加盟国は第二二四条に基づいて必要な措置をとることができ、状況が重大か否かまた措置が必要か否かについては加盟国が裁量を有すると考えられる。

第二二四条を援用するにあたっての共同体加盟国の裁量は、第二二四条及び第二二五条の手続のもと、一定の限定を受ける。第二二四条を援用するにあたって、共同体加盟国は、いずれかの加盟国がとる措置によって共同市場の運営に影響を受けることを避けるため、必要な措置を共同でとることについて、相互に協議をしなければならぬ⁽²⁷⁾。この協議は、共同体加盟国の措置が共同市場の運営に対して影響を与えることを避けるという目的を有するため、影響を与える可能性がある場合、共同体加盟国が措置をとる以前又は措置がとられた後できるだけ早い時期に相互に協議

が行われなければならない。²⁸さらに、このような措置が実際に共同市場の競争条件をゆがめる場合には、委員会は、関係加盟国とともに、これらの措置をEC条約に定められる規則に適用させる条件について検討する。²⁹

共同体加盟国の第二二四条による措置はまた、共同体裁判所の司法的判断のもとにおかれる。共同体委員会及び共同体加盟国は、第二二四条が濫用されていると認める場合には、EC条約第一六九条及び第一七〇条の通常の手続によることなく、共同体裁判所に直接提訴することができる。³⁰共同体裁判所が、このような提訴を検討するにあたっては、非公開で審理を行う。³¹また、加盟国政府が、第二二四条に基づいて共同体法上疑義のある国内的措置の正当化を行つた場合、国内裁判所による先決的判決の要請も可能である。³²共同体裁判所は、第二二四条の回避条項という性格より、当該規定を解釈するにあたっては限定的に解釈している。³³

ところで、共同体加盟国は同時に国連加盟国でもあるが、³⁴国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従つて国連加盟国の全部又は一部によつてとられる。このような安全保障理事会の決定は、国連加盟国によつて直接に、また、国連加盟国が参加している適当な国際機構における加盟国の行動によつて履行される。³⁵したがつて、共同体加盟国は、各加盟国が直接措置とすることによつて安全保障理事会の決定を履行することもでき、また共同体において加盟国がとることが可能な何らかの措置によつて決定を履行することもできる。しかしながら、共同体委員会は、共同体が国連安全保障理事会によつて直接アプローチされていない場合、共同体自体による行動をとることを考慮する必要性はないとしている。³⁶

単一欧州議定書において、実行により発達してきた欧州共同体の枠外における政治協力の枠組みが条約上定められたが、そこにおいても安全保障の問題は部分的にのみEPCの活動範囲に含まれるとされた。単一欧州議定書第三〇条第六項において、加盟国は安全保障問題の政治的及び経済的局面上についてより緊密に協力する意志があることが明

らかにされた。しかしながら、そこにおいては、法的に拘束力のある決定はとられないという暗黙の了解があり、また安全保障の軍事的局面は含まれるものではなかった。⁽³⁷⁾したがって、共同体加盟国は、単一欧州議定書の採択以降に
 おいても、第二二四条の規定に基づいて、制裁を行うことが可能であった。

四 実 行

A 対南アフリカ制裁

国連総会は、南アフリカにおける人種隔離政策に関して、一九六二年一月六日、決議一七六一において、国連加盟国が、憲章に従って個別的又は集団的に、南アフリカに対する外交的制裁及び交通に関する制裁を課することを求めるとともに、経済的ボイコットを定めた。⁽³⁸⁾国連安全保障理事会は、一九六三年八月七日、決議一八一によって加盟国が自発的に南アフリカに対する武器の輸出を停止するように求め、⁽³⁹⁾ついで一九七七年一月四日、決議四一八によって南アフリカとの武器の貿易が憲章第三九条にいうところの平和に対する脅威にあたり、違法であるとした。⁽⁴⁰⁾共同体における対南アフリカ制裁は、一九八五年まで主として加盟国レベルにおける外交的制裁及び武器の禁輸が行われた。⁽⁴¹⁾一九八五年には、EPCにおける決定に従い、外交的制裁、武器禁輸、スポーツの公式試合の停止及び石油の禁輸が南アフリカに対してとられた。⁽⁴²⁾また一九八六年には、理事会において加盟国代表によってとられた決定により南アフリカにおける新規の直接投資が禁止された。⁽⁴³⁾

一九八六年には、さらに共同体レベルにおいて、クルーガーランド金貨の輸入を禁止する規則が採択された。⁽⁴⁴⁾ただし、クルーガーランド金貨の輸入禁止を規定した理事会規則3302/86においてはEEC条約は引用されたものの、規

則の根拠規定として第一一三条はもちろん他のいかなる規定も引用されなかった。⁽⁴⁵⁾

南アフリカに対する直接投資の禁止は、一九九一年になって解除されが、解除に関する決定は、EPCの欧州理事会における決定に従い、理事会において加盟国の代表によつてとられた決定という形式をとつた。また、クルーガーランド金貨の輸入禁止は一九九二年にEEC条約第一一三条に基づいて停止された。⁽⁴⁷⁾

B 対ローデシア制裁

国連安全保障理事会は、スミス政権の一方的独立宣言に対して、一九六五年一月、決議二一六及び二一七においてローデシアとの経済関係の停止並びに石油及び石油製品の禁輸を勧告した。一九六六年一月一六日、決議二二二によつてローデシアに対する限定的経済制裁を決定し、これは一九六八年五月二九日の決議二五三によつて全般的なポイコット及び輸出入禁止に拡大された。

共同体加盟国は、一九七六年に、第二二四条に基づいて加盟国が国連安全保障理事会によつて決定された経済制裁及び他の制裁を実行すると決定し、EPCの枠組み内で第二二四条において求められる協議を相互に行つた。⁽⁴⁸⁾

後に *Opinion 1/78* において明らかにされた共通通商政策に対する共同体理事会の伝統的立場は、ローデシアに対する経済制裁においても同様に援用されており、EEC条約第一一三条による共同体による経済制裁ではなく第二二四条に基づく加盟国による経済制裁のみが可能であるとされた。共同体理事会は、「制裁措置は確かに経済的局面において適用されるが、ローデシアに関し国際連合安全保障理事会が決定した制裁手段は、……平和と国際的安全のためにとられるのであり、したがつて第一一三条の範囲に含まれない」と述べ、制裁の目的が経済的なのではないことを理由として、当該措置は共同体の共通通商政策の範疇にはいらないと結論づけた。

C アフガニスタン侵攻を理由とする対ソ連制裁

一九七九年一月二七日のソ連のアフガニスタン侵攻に対して、国連総会は、一九八〇年一月一四日アフガニスタンよりの全ての外国軍隊の無条件撤退を求める決議を採択した⁽⁵³⁾。しかしながら、国連総会決議の履行を求めた国連安全保障理事会における決議は、ソ連の拒否権により採択されなかった⁽⁵⁴⁾。このように、国連レベルにおいては、アフガニスタン侵攻に関して対ソ連制裁はとられず、主としてカーター政権下の合衆国による穀物の禁輸及びハイテク技術の禁輸に限定された⁽⁵⁵⁾。

共同体による対ソビエト経済制裁は、加盟国により経済制裁がなされた南アフリカ及びローデシアの場合とは異なり、国家貿易国家との貿易に関する一般的規則の存在故、共同体が経済制裁の主体になることに関しては特に問題はされなかった⁽⁵⁶⁾。共同体においては、EPCにおける討論が行われ⁽⁵⁷⁾、その後共同体理事会は共同体の食料援助を停止し、また共同体委員会は、共通農業政策の一環として、共同体よりの穀物輸出が合衆国による対ソビエト穀物禁輸の妨げとならないようにすることをその目的とする規則を制定したが、そこにおいては政治的目的が存在することについての言及はなかった⁽⁵⁸⁾。

穀物に対する輸出補助金は入札によって決定されるが、ソ連のアフガニスタン侵攻の直後に全ての非加盟国向けの大量の小麦及び大麦に対する輸出補助金の入札が告示された。共同体よりの穀物輸出が合衆国による対ソビエト穀物禁輸の妨げとならないようにするため、一月一五日、新たな入札が告示されたが、そこにはソ連及び東欧諸国は輸出補助金の対象国には挙げられなかった⁽⁵⁹⁾。穀物禁輸をソ連にのみ限定するため、委員会は一月一八日にポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア及び東ドイツに対する小麦及び大麦の輸出に対する補助金の入札を告示した⁽⁶⁰⁾。これらの委員会規則の目的は、これらの東欧諸国に対する輸出額が毎週行われる入札により明かに

でき、東欧諸国を通じてのソ連に対する迂回輸出を監視することができるようであった。穀物輸出を穀物粉で代替することを防止する委員会規則も同時に採択された⁽⁶¹⁾。穀物に関連して生産される産品に関して、委員会はとり肉分野の一部の産品に対して事前に決定される輸出補助金の一時停止を決定した⁽⁶²⁾。この決定は二度延長され、その後、輸出補助金が与えられる前に輸出先及び数量を監視する制度にとつてかわられた⁽⁶³⁾。同様の措置が乳製品に関してもとられ、共同体委員会はバターに対する輸出補助金の事前決定を一時的に停止し、また同様の措置をスキン・ミルクに対してもとつた⁽⁶⁵⁾。また、ソ連、モンゴル及び特定の東欧諸国に対するバターの輸出に対する輸出補助金は停止され、これらの国家に対するバターの輸出についての輸出補助金は減額された⁽⁶⁶⁾。また牛肉及び仔牛肉分野の一部の産品に対する事前決定輸出補助金の一時停止も決定した⁽⁶⁷⁾。

D 対イラン制裁

一九七九年一月四日のイランにおける人質事件に対して、国連安全保障理事会は、一九七九年一月四日、人質の解放及び合衆国・イラン間の紛争の平和的解決を求める決議を採択した⁽⁶⁸⁾。二月二十九日、合衆国は国連事務総長が調停を行うことを提案するとともに、紛争解決に関する合意が得られない場合合衆国は経済制裁を行うことを提案した⁽⁶⁹⁾。この提案は、一九八〇年一月一日、ソ連の拒否権により否決された⁽⁷⁰⁾。

共同体における制裁は、まず一九八〇年四月二二日、EPCにおける合意の後、外交的制裁を課すとともに、各加盟国は武器の禁輸を行うものとされた⁽⁷¹⁾。これらの制裁が人質事件の解決に効果がないことが明らかになったため、五月一八日EPCの枠組みにおいて加盟国の外務大臣は、同年「一月一日の国連安全保障理事会決議草案に規定された措置を、協力しかつ遅滞なく適用する」ことを決定した⁽⁷²⁾。すなわち共同体加盟国は一九七九年一月四日以降に締

結された契約を停止し、第二二四条に従って、相互に緊密な協議をとるものとされた⁽⁷⁶⁾。加盟国は、イランに対してとった措置を共同体委員会に通知し、委員会はそれらの措置を分析するとともに、共同対内における競争を阻害する危険性を明らかにするとされた⁽⁷⁷⁾。

このように加盟国がとった経済制裁の法的根拠は、再び第二二四条に求められた。共同体による統一的な経済制裁を第一一三条に基づいて行おうとする試みは、加盟国の一部より反対があり⁽⁷⁸⁾、イランに対する加盟国の経済制裁を正當化するにあたっては第二二四条が援用された⁽⁷⁹⁾。

E ポーランド問題を理由とする対ソ連制裁

一九八一年二月一二日、ポーランドにおいて軍が政権を奪取したが、一九八二年三月一五日、共同体理事会はポーランド問題に対するソビエトの介入を理由として、第一一三条に基づいて、ソビエトよりの輸入を制限する規則を採択した⁽⁸⁰⁾。

この規則の採択にあたっては、これまでの経済制裁の場合と同様にEPCにおける討論が規則採択に先立って行われたが⁽⁸¹⁾、このような政治的目的は規則の条文上にはあらわれず、その前文において、「共同体の利益がソビエトよりの輸入が削減されることを要求する」と述べられるにとどまった⁽⁸²⁾。

第一一三条に基づいた共産主義諸国との貿易に関する既存の規則の存在故⁽⁸³⁾、このような対ソビエト経済制裁措置を第一一三条以外の規定に求めることは不可能であった。そしてまた、この事例においては、第二二四条に規定された当該規定援用のための前提条件が満たされておらず、ローデシア及びイランの事例のごとく⁽⁸⁴⁾、第二二四条を援用する事は不可能であると考えられた⁽⁸⁵⁾。そのため、共同体理事会は、当該事例において、政治的目的が存在することを規則

の条文上において明らかにすることを極力避けたが、経済的目的を有していない政治的目的の経済制裁を第一二三条に基づいて採択したのであり、このことは第一二三条に基づく措置は経済的目的を有するものに限るとした自己の *Opinion* /1/82 における立場と矛盾するものであった。

また共同体理事会は、理事会規則 596/82 採択と同時に、この規則よりギリシアを免除する規則を、EEC 条約第一二三条に基づいて採択した。ギリシアは政治的理由よりソビエトに対する経済制裁に参加することを望まなかつたが、上述のような理由により対ソビエト経済制裁は第一二三条に基づいて採択されたため、政治的な理由に基づいてギリシアに対する当該規則の適用を免除することは不可能であつた。そのため、特別の規則が採択され、そこにおいてはギリシアの共同体への漸進的統一の過程に鑑みて、ソビエトに対する措置をとることは、ギリシアの貿易及び経済にとって特に障害になるとことを理由として適用免除が定められた。

F 対アルゼンチン制裁

一九八二年四月二日のアルゼンチンによるフォークランド諸島侵攻に対して、国連安全保障理事会は、四月四日、決議五〇二において、敵対行動の終了及びアルゼンチンの撤退を求めた。⁽⁸⁶⁾

イギリスは、四月三日、海軍をフォークランド諸島に派遣するとともに、各種の財政的経済制裁措置をとつた。⁽⁸⁷⁾ 共同体においては、四月一六日、共同体理事会が、EEC 条約第一二三条に基づいて、アルゼンチンを原産国とする全ての製品の輸入を一月間禁止する共同体規則を採択した。⁽⁸⁸⁾

当該規則前文においては、まず、アルゼンチンの侵攻より生じた重大な状況故、EPC において討議がなされたと明示的に述べられた。⁽⁸⁹⁾

この討議について、共同体条約の関連規定に従って経済的措置が取られることが決定された。⁽⁹⁵⁾ また、第二二四条に基づいて、加盟国は相互に協議を行ったが、この協議においても同様に、緊急かつ統一的な措置が取られることが重要であると決定された。⁽⁹⁶⁾

共同体理事会は、以上のような討議を行った後、通常的第一一三条の手続、すなわち、委員会の提案に基づく議決によって規則を採択した。⁽⁹⁷⁾ 当該規則においては、政治的目的の存在をあらわすEPCにおける討議に対する言及とともに、共同体及び加盟国の利益のためアルゼンチンよりの輸入が一時的に禁止されることが規定された。⁽⁹⁸⁾

この規則は、まず一週間延長され、ついで五月二四日、無期限延長された。⁽⁹⁹⁾ しかしながら、アイルランドとイタリヤは、延長された規則に従わないと宣言し、もし必要ならば第二二四条を援用すると主張した。また、デンマークは、制裁を継続するが、その法的基礎としては国内法に基づくことを主張した。⁽⁹⁶⁾

アルゼンチンに対する輸入禁止は最終的に一九八二年六月に解除された。⁽⁹⁷⁾

G 对中国制裁

一九八九年六月三―五日の天安門事件の結果、共同体は、各種の外交的制裁とともに、⁽⁹⁸⁾ 中国に対する武器の禁輸、新規の協力計画の延期、文化的、学術的及び技術的協力の制限、並びに信用保険の停止を決定した。⁽⁹⁹⁾

H 対イラク制裁

一九九〇年八月二日、イラクのクウェート侵攻にともない、国連安全保障理事会は、同日国連憲章第三九条及び第四〇条に基づいて、国際の平和及び安全の破壊の存在を決定するとともに、イラクのクウェート侵攻を非難し、イラ

ク軍の撤退を要求するとともに両国の交渉開始を求める決議第六六〇を採択した。イラクのクウェート侵攻が継続することに鑑みて、安全保障理事会は、八月六日、憲章第五条に基づいて、イラク・クウェート産品の輸入禁止、両国への医療・人道目的以外の輸出及び資金供給の禁止を全ての国に求める決議六六一を決定した。¹⁰⁾

共同体においては、イラク軍の即時かつ無条件の撤退を要求して、八月四日、EPCにおいてイラクによるクウェート侵攻を強く非難し、イラクの即時かつ無条件の撤退を要求するとともに、イラクに対して経済的措置がとられることが決定された。そして、八月八日、共同体理事会は、第一一三条に基づいて、広範な経済制裁を課す規則を採択した。そこでは、イラク及びクウェートよりの石油の輸入の禁止、加盟国におけるイラク資産の凍結、武器及び軍事装備のイラクへの売却の禁止、イラクとの全ての軍事、技術及び科学協力の停止並びに共同体におけるイラクの貿易上の特恵的地位の停止が決定された。¹⁰⁾

Ⅰ 対リビア制裁

国連は、一九九二年三月三十一日、安全保障理事会決議七四八において、¹⁰⁾リビアのテロ行為を参画及びテロ事件解明に協力しないことを理由として、加盟国がリビアとの間の航空路の閉鎖、リビアに対する航空に関する各種部品及びサービスの提供の禁止並びに武器の禁輸を決定した。安全保障理事会は、リビアが当該決議に従わないことを理由として、さらに一九九三年一月一日、決議八八三において、¹⁰⁾海外資産の凍結、特定産品の輸出禁止、リビア・アラブ航空事務所の開鎖及び取引の禁止、外交領事関係の縮小並びにこれらの措置により影響を被る契約又は商取引についてリビア又はリビア企業が行う損害賠償を認めないことを決定した。

共同体においては、安全保障理事会決議七四八に従い、EPCでの合意の後、理事会規則を採択し、¹⁰⁾その後決議八

八三に従って、欧州連合理事会による共通の立場の採択を経て、⁽¹⁰⁾ EC条約第二二八条aに基づき理事会規則を採択した。

J 旧ユーゴスラビア諸国に対する制裁

国連は、一九九二年五月三〇日、安全保障理事会決議七五七において、⁽¹¹⁾ 即時停戦、ユーゴスラビア、セルビア及びクロアチア軍のボスニア・ヘルツェゴビナよりの撤退並びに敵対民族グループが共同体が後見する外交会議において紛争を解決することを求めて、人道的目的を有する食料と医薬品を除く全ての物資の輸出入の禁止、ユーゴスラビアの対外資産の凍結、人道的目的を有する以外の全ての航空路の閉鎖、ユーゴスラビアの外交及び領事スタッフの削減、学術的、技術的及び文化的協力の停止並びに国際的スポーツ大会への参加の禁止を定めた。

EPCにおいては、セルビア及びモンテネグロが、ボスニア・ヘルツェゴビナの統一及び安全を侵害することを思いとどまらせ、また当該地域における平和及び対話の回復に協力させるため、一定の措置がとられなければならないと決定された。

共同体においては、セルビアによるボスニア・ヘルツェゴビナに対する介入を理由として、共同体理事会が、一九九二年六月一日、セルビア及びモンテネグロとの貿易を禁止する理事会規則を、EEC条約第一一三条に基づいて採択した。⁽¹²⁾ 当該規則は、石油及び石油製品を含む全ての貿易を禁止し、その直接的又は間接的な目的又は効果が通商を促進する全ての行動を禁止し又セルビア及びモンテネグロの経済を利するような非財政的なサービス、特に航空機の乗り入れを禁止した。⁽¹³⁾ 共同体はさらに、七月二〇日にセルビア及びモンテネグロに対する禁輸を強化する共同体立法を行った。⁽¹⁴⁾

国連安全保障理事会は決議九四二において、ボスニアのセルビア人勢力下にあるボスニア・ヘルツェゴビナ領域との経済的、財政的関係を縮小することを求めたが、欧州連合は共同の立場を採択するとともに、E C 条約第七三条 g 及び第二二八条 a に基づいて理事会規則を採択した。

K 対ハイチ制裁

国連は、一九九四年五月六日、安全保障理事会決議九一七において、ハイチ国内における民主主義及び法原則の無視並びに重大な人権侵害を理由として、人道的目的を有する以外の全ての航空路の閉鎖、人的交流の禁止、対外資産の凍結及び人道的目的を有する食料と医薬品を除く全ての物資の輸出入の禁止を決定した。

共同体においては、安全保障理事会決議に従い、欧州連合理事会による共通の立場の採択を経て、E C 条約第七二条 g に基づく理事会勧告により、加盟国がとるべき措置に関して加盟国と委員会が、情報提供及び協議を行うことが、E C 条約第二二八条 a に基づく理事会規則により、輸出入の禁止及び航空路の閉鎖が E C 条約第七二条 g 及び第二二八条 a に基づく理事会規則により、賠償請求の否認が採択された。また E C S C 産品についての輸出入禁止も定められた。

これらの共同体措置は、アリストテイド大統領の帰国が達成されたことを理由として、欧州連合理事会による共通の立場の採択を経て廃止された。

五 結 論

A マーストリヒト条約発効以前

一九八二年アルゼンチンに対する経済制裁以前、すなわち南アフリカ、ローデシア、アフガニスタン侵攻を理由とするソ連、イラン、ポーランド問題を理由とするソ連に対する制裁の事例においては、共同体による制裁を避け、E C条約第二二四条に基づく加盟国による制裁が行われるか、又は制裁にあたり経済的目的に限定して第一一三条を援用した。したがって、アルゼンチンに対する経済制裁は、初めて第一一三条が政治的目的を達成するために援用される事が明示的に示された事例であるといえる。この事例において採択された理事会規則 871/88 前文においては第二二四条が第一一三条とともに引用されたが、第二二四条は英国のとった措置の結果行われた協議に関し引用されたのであり、規則の法的根拠としては第一一三条のみが援用されたと考えられる⁽¹⁰⁾。

したがって、共同体理事会はこの事例において、第一一三条における共通通商政策の範囲を確定する基準に関し、新たなアプローチに依拠したとすることが出来る。すなわち、共同体理事会は、*Opinion 1/78* において、貿易の総量または流通に影響を与えることを目的とする措置が、第一一三条における共通通商政策に関わる措置であると主張し⁽¹¹⁾、また第一一三条は平和及び国際的安全を維持する措置を含むものではないとも主張した⁽¹²⁾。さらにポーランド事件における対ソビエト経済制裁のために採択された理事会規則 568/88 において、理事会は多大な努力を払って、規則の文面に政治的目的があらわれるのを避けようとした。このような第一一三条に対する理事会のアプローチを考慮に入れるならば、対アルゼンチン経済措置において、法的根拠として第一一三条を援用しまたその規則において政治的

目的を明示したことは、理事会が第一一三条の範囲の確定基準に対し *Opinion 1/78* において主張した基準と比較して、より広範なアプローチを受け入れたものと考えることが出来る。

対アルゼンチン経済制裁に関する規則制定以降、共同体は、経済制裁政策措置をとるにあたって、*Opinion 1/78* において共同体委員会が主張したように、経済的效果を有する措置が第一一三条における共通通商政策に含み得ると解釈することにより、共同体による経済制裁を行っている。⁽¹²⁾

B マーストリヒト条約発効以降

マーストリヒト条約に基づく欧州連合においては、共同体加盟国は共通外交安全保障政策をとるが、⁽¹³⁾ このような共通外交安全保障政策は、共同体加盟国相互間における体系的な協力により共通の立場をとり、加盟国が重要な共通の利益を有する分野において徐々に共通行動をとることによって遂行される。⁽¹⁴⁾

このような共通政策の中心は、政策の相互通知と協議であり、加盟国は、理事会において、一般的利害関係を有する全ての外交及び安全保障政策に関して、相互に通報しまた協議することが求められ、理事会は必要な場合全会一致で共通の立場を採択する。⁽¹⁵⁾ 理事会は、欧州理事会よりの一般的なガイドラインに従って、一定の事項が共同行動のもとにおかれることを決定する。⁽¹⁶⁾ 理事会は通常、全会一致により決定を行うが、共同行動の採用及びその発展におけるそれぞれの段階において、特定多数決によって決定されるべき事項を全会一致で定めることができ、当該事項については、特定多数決により決定することができ、当該統一行動は加盟国を拘束する。⁽¹⁷⁾

欧州連合における共通の立場及び共同行動は、広範な共通外交政策及び安全保障政策を含むものであるため、当然に第三国に対する制裁を含むものである。そのため、EC条約は、第二二八条aにおいて、ECの管轄権に含まれる

経済制裁に関する規定をおき、「共通外交・安全保障政策に関する欧州連合条約の規定に従って採択された共通の立場又は共同行動において、共同体が一又は二以上の第三国との経済関係を部分的若しくは完全に断絶又は縮小する措置が規定されている場合には、理事会は、必要な緊急措置をとる」と規定する⁽¹⁰⁾。このような措置については、委員会の提案に基く理事会の特定多数決により決定される⁽¹¹⁾。

ところで、マーストリヒト条約に基づいて、加盟国は欧州連合の対外的及び安全保障政策を積極的かつ留保なく支持する義務を有し、また欧州連合の利益に反し又は国際関係における強制行動の有効性を減じる可能性のある全ての行動を慎まなければならない⁽¹²⁾。しかしながら、マーストリヒト条約における共通の立場及び共同行動は、共同体における措置と比較するならば、より一般的な内容を有するものであり、またそこにおいては理事会における事前の協議を担保として、加盟国が独自の立場をとることを否定するものではない⁽¹³⁾。また、マーストリヒト条約自体が、共同行動を実施するにあたって重大な困難が生じた場合には、加盟国は理事会に通知し、理事会は当該問題を討議するとともに適当な解決を求めると規定し、共同行動とは異なつた加盟国独自の行動が可能であることを予定している⁽¹⁴⁾。

さらに、E C条約第二二八条aは、E E C条約第一一三条に基づいて共同体が経済制裁を行う権限を有するか否かという問題に対して解決を与えようとするものと考えられるが、E E C条約第二二四条の規定はE C条約においても改正されず存続するのであり、加盟国がE C条約第二二四条の規定を援用することにより共同体による共通の措置とは異なる独自の措置をとることを妨げるものではないと考えられる⁽¹⁵⁾。

マーストリヒト条約が規定した全ての共同体加盟国による共通の立場及び共同行動が、経済制裁に関して第二二八条aにおいて実現され得るかは、第二二八条aに基づいてどのような経済制裁措置がとられるかにもよるが、共同体実行において共通外交政策及び安全保障政策における共通の立場及び共同行動またその基礎となる加盟国間の合意が

どの程度達成されるかによる。マーストリヒト条約における共通外交政策及び安全保障政策に関する規定は、共通政策の枠組みを定めるにすぎないため、その実現は将来における共同体実行によるのであり、共通政策が未発達に終わった場合、共同体加盟国が第二二八条 a に関しても第二二四条を援用することにより、共同体による統一された経済制裁措置の実現を妨げることも考えられる。

(一) 加盟国単独による制裁の例としては、対リビア、対スリナム、対イラン、対ハイチ等が挙げられる。

リビアのテロリズムに対する支援を理由として、アメリカは一九七八年以降各種の制裁を行ったが、国連においては何等リビアを対象とする措置はとられず、また共同体においても措置がとられることはなかった。しかしながら、共同体加盟国単独の行為として、フランスは、一九八〇年以降、新たな武器をリビアに売却することは禁止した。ただし、ミラージュ戦闘機の補修部品及びリビア軍によって使用される他の備品を売却することは許可した (New York Times, 11 January 1986, A4)。また英国は、一九八四年四月、リビア大使館より発射された機関銃により女性警官が射殺された事件の後、イギリスはリビアとの外交関係を断絶し、武器の輸出を禁止し、また政府輸出信用供与を制限した (Washington Post, 4 January 1986, A15; New York Times, 17 January 1986, A3)。イタリアは、一九八六年一月、リビアに対する武器の禁輸を行った。そして、合衆国政府による制裁により、リビアより撤退するアメリカ企業を代替することを禁じる措置をとるとした (New York Times, 10 January 1986, A1, A6)。他方、ドイツ (New York Times, 4 January 1986, 1)、ベルギー及びルクセンブルグ (New York Times, 11 January 1986, A4) は、対リビア制裁措置を執らなかつた。

オランダは、一九八二年二月八日、スリナムにおける人権問題並びにキューバの影響の影響増大を理由として、援助の停止を決めたが (Wall Street Journal, 26 January 1983, 1, 20)、共同体においては何等行動はとられなかつた。

一九八三年一〇月のハイリュートにおける海兵隊に対するテロにかかわつてゐたとして、一九八四年一月二三日、合衆国はイランに対する経済制裁を決定した (Congressional Research Service, Library of Congress, U. S. Economic Sanctions Imposed Against Specific Foreign Countries 1979 to the Present (1988) 100)。これに対し、共同体加盟国は何等行動をとらなかつた。しかしながら、一九八六年の秋におきた爆破事件に関して、フランス公安当局はイラン大使館の構成員を尋問することを要求したが、イランがこれを拒否したため、フランスは一九八七年七月イランとの外交関係を断絶し、八月イラン原油の輸入を禁止した。イラン原

油の禁輸は一九八八年二月まで続いた (Washington Post, 7 August 1987, A1 及び Facts on File 1988, 988)。また、Rushdie 事件の後、イランに外交使節を派遣しようとする加盟国は、その長を召還した。しかしながら、その大部分は一月内に帰任した (Financial Times, 11 May 1990, 26)。

また、一九九〇年一月、反政府勢力に対する弾圧を理由として、フランスは、ハイチに対する全ての援助計画の停止を決め、EC 及び他の国家は、民主主義の復活のための圧力をかける方法を討議すると発表された (Journal of Commerce, 29 January 1990, 5A)。

- (2) *Opinion I/78*, [1979] ECR 2871 at 2913, para 45, 及び *Opinion I/75* にあつて、輸出政策は「必然的に、輸出援助の機構を台む」に導かれた ([1975] ECR 1355 at 1362)。また ECU 条約第一一二条第一項参照。
- (3) *Hauptkolonial Bremenhausen v Massey-Ferguson*, Case 8/73, [1973] ECR 893 at 908.
- (4) [1975] ECR 1355 at 1362-1363.
- (5) *Ibid.*, 1363, 及び *Massey-Ferguson Case*, Case 8/73, [1973] ECR 893 参照。
- (6) [1979] ECR 2871 at 2888-2889.
- (7) ただし、大谷良雄「ヨーロッパ経済共同体の共通政策と通商協定締結権」経済法(一九七五)第一八巻二九頁、三〇頁。
- (8) [1979] ECR 2871 at 2884.
- (9) *Ibid.*, 2887, 及びカニールもまた同様の立場であつた。Pescatore, P., "Les relations extérieures des Communauté européennes", (1961), 103 RC I at 90.
- (10) [1979] ECR 2871 at 2912. この判決は経済的目的基準を適用しなす考へる論者の例として、Bruckner, P., "Quelques observations au sujet de 1/78 de la Court de Justice", [1980] RMC 4 及び Beutler, B. et al, *Die Europäische Gemeinschaft-Rechtsordnung und Politik* (1979) 433 参照。
- (11) [1979] ECR 2871 at 2912.
- (12) この判決は最終的効果基準を適用しなす考へる論者の例として、Flory, T., "1/78 de la Court de Justice des Communauté européennes", [1980] RDE 21 及び Vedder, C. W., *Die ausschlägige Gewalt des Europos der Neun* (1989) 23 参照。
- (13) [1979] ECR 2871 at 2912. この第一の判決理由に關して、共同裁判所はまた、「国際貿易の発展を促進する」及び精緻な措置

を共同体が有していないとするならば、意義ある共通通商政策を行使することは不可能である」とも述べた (Ibid, 2913)。

(14) Ibid, 2913.

(15) Ibid.

(16) 共同体裁判所は、Opinion 1/78 において、以下のように判示した ([1979] ECR 2871 at 2913)。

「もはや、国際貿易の発展を視野に入れた、より詳細な措置を執る権限を共同体が有さずして、何らかの有益な共通通商政策を遂行することは不可能である。したがって、EEC 条約第一一三条において、共通通商政策を対外貿易の伝統的局面に効力を発する措置の使用にのみ限定し、条約が予定していたより高度に発展した機構を除外するような効果を生じせしめる解釈をなすことは許されていない。そのような意味において理解される『通商政策』は、時がたつにつれて無価値のものとなってしまうであろう。[EEC] 条約が起草された時点において、貿易の自由化が最も重要な理念であると考えられていたかもしれないが、[EEC] 条約は、共同体が、単なる貿易の自由化ではなく、特定産品に関して世界貿易市場を規律することを目的とした通商政策を発展させる可能性の障害となるわけではなからぬ。」

(17) 共同体裁判所はこの点について「共通政策に関する規定は……経済政策または単なる協力といった概念に基づいたより一般的な規定によって制限されてはならない」と判示した。[1979] ECR 2871 at 2914. また、Ibid, 2913 参照。

(18) 前出註10及び12参照。ただし、小室程夫「通商分野におけるEECと加盟国の権限関係」日本EEC学会会報（一九八六）第六号 八二頁、八三頁。

(19) 共同体裁判所は、"coherent common commercial policy would no longer be practicable if …" "a non-exhaustive enumeration" または "a restrictive interpretation … would risk …" などの表現を用いる。[1979] ECR 2871 at 2912-2913.

(20) 後述四の対ノ経済制裁参照。ただし、対イラン制裁以降はこの限りではない。

(21) Garron, R., "Réflexions sur la primauté du droit communautaire", (1969) 5 RTDE 28 at 41.

(22) 第二三条は、以下のよう規定する。

1、この条約の規定は、次の規則を妨げるものではない。

- (a) いかなる加盟国も、その公表が自国の安全上の重大な利益に反すると認められる情報を提供する義務を負うものではない。
- (b) 全ての加盟国は、その安全上の重大な利益を保護するために必要と認める措置であって、武器、弾薬及び軍事資材の生

産又は取引に関するものを執ることができ、これらの措置は、特に軍事上の目的に向けられるものでない産品について、共同市場における競争の条件を害してはならない。

2、理事会は、この条約の効力発生後最初の一年間に、全会一致の投票により1(b)の規定が適用される産品の一覧表を作成する。

共同体理事会は、一九五八年四月一五日の決定により、EEC条約第二二三条第二項に定められた産品の一覧表を採択したが、これは公表されておらず(WQ 573/85, [1985] OJ C 269/21)。ただし、Decision of Representatives of the Member States, 256th Meeting, July 17-19, 1963.

(23) 第二二四条は、以下のように規定する。

加盟国は、公共の秩序に影響を及ぼす重大な国内の動乱に際し、戦争若しくは戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張に際し、又は平和及び国際的安全を維持するために負った義務を履行する為、いずれかの加盟国が促されて執ることがある措置によって共同市場の運営が影響を受けることを避けるため必要な措置を共同で執ることにつき、相互に協議する。

(24) *Johnson v Chief Constable of Royal Ulster Constabulary*, Case 222/84, [1986] ECR 1651.

(25) (1949) 34 UNTS 243.

(26) (1948) 19 UNTS 51.

(27) EEC条約第二二四条。

(28) *Comba. Wohlfarth, Die Europ. ische Wirtschaftsgemeinschaft, Kommentar zum Vertrag* (1960) 1634. 対ローマ条約に於いては、第二二四条に基づく協議が行われたのは、加盟国による制裁が行われだしてから十年近く立ってからであった。対イラン及び対アルゼンチン制裁においては、ほぼ同時に行われている。

(29) EEC条約第二二五条前段。この共同体委員会の義務は、EEC条約第一二五五条における義務を強化するものと考えられる。

(30) EEC条約第二二五条後段。これと同様の規定は、EEC条約第九三条第二項及び第一〇〇条A第四項にある。

(31) 現在までのところ、第二二五条におけるこの規定が援用されたことはない。

(32) 例として、*Johnson v Chief Constable of Royal Ulster Constabulary*, Case 222/84, [1986] ECR 1651.

(33) *S. p. A. Salgoil v Italian Foreign Trade Ministry*, Case 13/68, [1968] ECR 453 at 463.

- (34) 旧西ドイツは共同体の原加盟国であるが、国連には一九七三年に加盟した。したがってローチンヤに対する経済制裁が安全保障理事会において決定された時点において、旧西ドイツは安全保障理事会の決議に従う法的義務は有してゐた。しかしながら、旧西ドイツは共同体条約の締結にあたり、国連憲章第二条の義務を容受すると言明した。Von Schenk, D., "Das Problem der Beteiligung der BRD an Sanktionen der Vereinten Nationen, besonders im Falle Rhodesiens" (1969) 29 Za RV 257 at 275.
- (35) 国連憲章第四八条。
- (36) WQ 527/75, [1976] OJ C 89/8 at 9.
- (37) これは、ナイルラントが政治的中立を政策としており、そのため NATO に加盟しておらず、またチンマークは他のスカンジナビア諸国と緊密な協力体制を有しているが、特種ナイルラントとスウェーデンが中立政策をとっている点も関係がある。Declaration by the Government of the Kingdom of Denmark on European Political Cooperation, Bull. EC, Supplement 2/86 at 26 参照。
- (38) David, M., "United States-South African Relations 1962-67", in Weintroub, S. ed, *Economic Coercion and U.S. Foreign Policy: Implications of Case Studies from the Johnson Administration* (1982) at 217.
- (39) Ibid, 218-219. この決議は安全保障理事会決議二二二二及び二二二三を根拠とした。New York Times, 24 July 1970, A7.
- (40) Doxey, M.P., *Economic Sanctions and International Enforcement* (2nd ed 1980) 64.
- (41) [1986] OJ C 227/94 at 99, para 36 and 100, para 48. 加盟国は、対南アフリカに対する経済制裁の有効性をいっくゞ合意を得られず、共同体レベルにおける経済制裁措置は執られなかった。ただし、一九七七年に採択された共同体企業行為基準に「いっくゞ European Community News, No. 24/1985 of 8 August 1985 参照。
- (42) Bull. EC, 9-1985, point 2.5.1. 参照。European Community News, No. 26/1985 of 11 September 1985 参照。
- (43) Decision of the Representatives of the Governments of the Member States, meeting within the Council, 86/517/EEC, [1986] OJ L 305/45.
- (44) 理事会規則 3302/86, [1986] OJ L 305/11. この規則の原案においては、南アフリカからの石炭の輸入を禁止してゐた。南アフリカの石炭輸出の三分の二は共同体に向けられたものであり、南アフリカの輸出額の約六%を占めるものであったが、ドイツ及びポルトガルの反対のため、石炭に関する制裁は見送られた。"No Fire from Kohl", *The Economist*, 20 Sept 1986, at 57 参照。
- (45) この事例は「いっくゞ第一二三条に基づいて当該規則を採択する」ことが出来ると主張された。"Verdere Strappen tegen Zuid-Afrika",

- [1986] *Euromarket Nieuws* 237 at 238-239 参照。
- しかしながら、一九八七年以降、共同体裁判所は、司法的判断を下すために、共同体立法においては、当該立法の法的根拠が明らかにならねばならず、単に共同体条約全体への言及では十分ではないと明示的に判示するようになった。*Commission v Council*, Case 45/86, [1987] ECR 1493 at 1519-1520, 同旨、*Re Chernobyl Accident: Greece v EC Council*, Case C-62/88, [1991] 2 CMLR 649 参照。第一〇条には、要件が課せられる理由として、*Firma C. Sauraze v Einfuhr- und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel*, Case 16/65, [1965] ECR 877 at 889 及び *Officine Fratelli Bertoni SpA*, Case 8/83, [1984] ECR 1649 at 1660 参照。
- (49) Decision of the Representatives of the Governments of the Member States, meeting within the Council, 91/114/EEC, [1991] OJ L 59/18.
- (47) 理事会規則 219/92, [1992] OJ L 24/6. しかしながら、当該規則において規定されたクルーガー・フラン・金貨の輸入禁止は、物品たる金の輸入ではなく資本の輸入に関わるものであるとも考えられる (*Regina v Thompson*, Case 7/78, [1978] ECR 2247 at 2273-2274, paras 21-22)。その場合、当該規則は第一一三条に基づくことは必ず、法的根拠は資本の移動の自由 (第六七条—第七三条) および支払のバランス (第一〇四条—第一〇九条) 等に基づく黙示的権限、又は第二三五条に求められたと考えられる。
- (48) ロードシアからの特定の鉱物及び農産物の輸入の禁止、これらの鉱物及び農産物の輸送及び貿易拡大の禁止並びに軍事物資、飛行機及び自動車の輸出禁止が含まれていた。
- (49) WQ 526/75, [1976] OJ C 89/6 at 7, paras 2,3 and 4.
- (50) WQ 526/75, [1976] OJ C 89/6 at 7, para 5.
- (51) ロードシアの対外的経済制裁をめぐり Kuyper, P.J., "Sanctions Against Rhodesia: the EEC and the Implementation of General International Legal Rules", [1975] CMLRev 231.
- (52) [1976] OJ C 89/7, para 1.
- (53) Resolutions and Decisions Adopted by the General Assembly at its Sixth Emergency Special Session: 10-14 January, Press release GA/6172, 21 January 1980.
- (54) Bull. EC, 1-1980, point 1.1.4.

- (55) Congressional Research Service, Library of Congress, *An Assessment of the Afghanistan Sanctions: Implications for Trade and Diplomacy in the 1980s, Prepared for House Committee on Foreign Affairs, 97 Cong., 1 sess.* (1981) 20-26.
- (56) Bull. EC, 1-1980, point 1.1.5.
- (57) Bull. EC, 1-1980, point 1.1.5.
- (58) Ibid, point 2.1.36. しかしながら、これらの規則は、現実には、対ソビエト穀物輸出を制限することはなかった。一九七九年—一九八〇年に、共同体諸国からソビエトに対して輸出された穀物は八〇万トンに達し、これは前年の四倍にあたった。また、それ以外にも、禁輸期間中に飼料用の大豆粉が一〇〇万トン輸出された。Falkenheim, P.L., "Post-Afghanistan Sanctions" in Leyton-Brown D., ed., *The Utility of International Economic Sanctions* (1987) 105 at 113. また、共同体加盟国は、ソビエト技術の禁輸に関して、合衆国と同調しなかった。Ibid, 119-121 参照。
- (59) 委員会規則 69/80, [1980] OJ L 11/8 及び委員会規則 70/80, [1980] OJ L 11/10 参照。
- (60) 委員会規則 107/80, [1980] OJ L 14/24 及び委員会規則 108/80, [1980] OJ L 14/27 参照。
- (61) 委員会規則 212/80, [1980] OJ L 26/127 委員会規則 213/80, [1980] OJ L 26/14 及び委員会規則 214/80, [1980] OJ L 26/19 参照。
- (62) 委員会規則 38/80, [1980] OJ L 6/14.
- (63) 委員会規則 149/80, [1980] OJ L 19/37.
- (64) 委員会規則 57/80, [1980] OJ L 8/25.
- (65) 委員会規則 131/89, [1980] OJ L 17/19.
- (66) 委員会規則 245/80, [1980] OJ L 27/31.
- (67) 委員会規則 232/80, [1980] OJ L 26/55 参照。
- (68) Congressional Research Service, Library of Congress, *The Iran Hostage Crisis: A Chronology of Daily Developments, Prepared for House Committee on Foreign Affairs, 97 Cong., 1 sess.* (1981) 50.
- (69) Ibid, 73.
- (70) Ibid, 84. ソビエト連邦の合衆国の技術の制裁に関する、Ibid, 148 参照。

- (71) Bull. EC, 4-1980, point 1.2.7.
- (72) 加盟国外相は、イランにおける共同体加盟国外交官の削減、共同体加盟国に派遣されているイラン外交官の削減及び共同体内におけるイラン人の旅行に対しヴィザを要求することを決定した。
- (73) Bull. EC, 5-1980, point 1.5.2. また、OPECの基準価格であるバレル三二・五ドル以上でイラン産原油を購入することを阻害するロイヤルティを決定した。よなみだり当時イランは三三・五ドルを要求していた。Congressional Research Service, Library of Congress, *The Iran Hostage Crisis: A Chronology of Daily Developments, Prepared for House Committee on Foreign Affairs, 97 Cong., 1 sess. (1981)* 163.
- (74) Bull. EC, 5-1980, point 2.3.1.
- (75) Bull. EC, 4-1980, point 1.2.9 及び Bull. EC, 5-1980, point 2.3.1.
- (76) Bull. EC, 5-1980, point 2.3.1. Congressional Research Service, Library of Congress, *The Iran Hostage Crisis: A Chronology of Daily Developments, Prepared for House Committee on Foreign Affairs, 97 Cong., 1 sess. (1981)* 187. また、トキンスは、五月十九日、契約を適及的に停止するのは厳格にすぎるとして、五月二十二日以降に締結された契約に対してのみその効果を停止するとした (Ibid., 188)。
- (77) 共同体加盟国が採った措置について Bull. EC, 5-1980, points 1.5.5-1.5.4.
- (78) Bull. EC, 5-1980, point 2.3.1.
- (79) Kuyper, P. J., "Community Sanction Against Argentina: Lawfulness under Community and International Law", in O'Keefe, D., and Schermers, H.G., eds, *Essays in European Law and Integration* (1982) 141 at 145.
- (80) Bull. EC, 4-1980, point 1.2.9. ただし、イランの事例におおつては、安全保障理事会決議が拒否権により否決されたにもかかわらず、当該決議案を第二回条約用の基礎とした。このような共同体の行為に対する批判として、Reisman, W.M., "Legal Effect of Vetoes Resolutions", 74 *JIL* 904 (1989) 参照。
- (81) 理事会規則 596/82, [1982] OJ L 72/15. この規則において消費物資を含む五八のカテゴリが挙げられ、これらの物資の輸入を一九八〇年を基準として二五%ないしは五〇%削減することが規定された。当初の提案によるならば、約一〇〇のカテゴリにおいて、輸入の五〇%削減を予定していたが、共同体加盟国が反対したため、輸入制限の範囲及び程度が制限された。New York

Times, 26 Feb 1982, A3 及び New York Times, 16 Mar 1982, D4 参照。

合衆国の対ソ連制裁の中心をなす天然ガスパイプライン建設にかかわる機器の禁輸は、合衆国の強要と認められた（Washington Post, 19 June 1982, A1）' 共同体メンバーにおおむね加盟国に押しつけられた（Meyer, HE, Jr, and Mabry, L.A., "Export Controls as Instruments of Foreign Policy * The History, Legal Issues, and Policy Lessons of Three Recent Cases", (1983) 15 Law and Policy in International Business 1 at 81-82）。また、ポーランド自体に対する制裁として、イギリスは外交官の移動の自由の制限及び新たな信用供与の停止のみに限定された（Washington Post, 16 February 1982, A1）。

(81) Bull. EC, 1-1982, point 2.2.38.

(82) 理事会規則 596/82 前文 [1982] OJ L 72/15.

(83) 理事会規則 925/79, [1979] OJ L 131/1. この規則は、現在においては、理事会規則 1765/82, [1982] OJ L 195/1 により改正されている。

(84) ローマシアの事例においては、安全保障理事会の決議の執行する義務が存在した。イランの事例においては、安全保障理事会決議が拒否権により否決されたにもかかわらず、当該決議案を第二二四条援用の基礎とした。

(85) 加盟国が第二二四条を援用する前提条件とは、公共の秩序に影響を及ぼす重大な国内の動乱、戦争または戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張、平和及び国際的安全を維持するために負った義務等である。この場合、「公共の秩序に影響を及ぼす重大な国内の動乱及び平和」及び「国際的安全を維持するために負った義務」はこの場合おいては、また「戦争または戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張」との要件は、広範に解釈することは可能ではあるが、当該理事会規則採択の直前に、多数の加盟国がソ連に対しパイプラインの機材を輸出しまた天然ガスを輸入するとの条約を締結していることを考慮するならば、援用することは困難であった。Business Week, 10 August 1981, 36; New York Times 19 October 1981, D8 及び Washington Post, 21 November 1981, A1 参照。

(86) マルゼンチンの期待に反して、ソ連は拒否権を行使しなかった。Parsons, A., "The Falklands Crisis in the United Nations, 31 March-14 June 1982", (1983) 59 International Affairs 169 at 170-172 参照。

(87) New York Times, 4 April 1982, A1; Financial Times [London], 14 April 1982, 4 及び Economist, 10 April 1982, 36 参照。

(88) 理事会規則 877/82, [1982] OJ L 102/1.

- (89) E.A.C.における外相の宣言。 Bull. EC, 4-1982, point 1.1.4.
- (90) E.A.C.議長により明らかになされた宣言 (Bull. EC, 4-1982, point 1.1.5.)。この宣言においては、共同体条約が複数形で用いられ、これは、E.C.の条約に関連する物品でアルゼンチンより輸入されるものは、E.C.の条約の規定により規律されることとが予定されていたからである。 Decision of the Representatives of the Governments of the Member States of the European Coal and Steel Community, meeting within the Council of 16 April 1982 suspending imports of all products originating in Argentina Decision 82/221/EEC, [1982] OJ L 102/3.
- (91) 規則 877/82 前文。
- (92) ただし、前文においては、第二二三条に関する記述が、第二二四条に関する記述よりも先におかれている。
- (93) この規則が採択された時点において、共同体とアルゼンチンとの間に51二つの条約が存在した。 Agreement between the European Economic Community and the Argentine Republic on trade in textile products, Council Regulation (EEC) 2557/79, [1979] OJ L 298/1 及び Voluntary restraint Agreements with Argentina, Australia, New Zealand and Uruguay in the sheepmeat and goatmeat sector, Council Decision 80/982/EEC, [1980] OJ L 275/13 参照。
- (94) 理事会規則 1176/82, OJ L 136/1.
- (95) 理事会規則 1254/82, OJ L 146/1.
- (96) Agence Europe of 20 May 1982 (No 3375), 8°。このような加盟国の立場によるならば、E.E.C.条約第一八九条が「規則は、そのすべての要素にわたって義務的であり、すべての加盟国において直接適用することができる」と規定し、また当該規則の文言上も全ての加盟国において、全体として直接的に適用されると規定されるにもかかわらず、第二二四条を援用することにより、理事会規則において規定される義務の履行を免れ得ることが可能であると考えられた。しかしながら、共同体加盟国は、第二二四条における相互協議の義務及び第二二五条における義務を免れることはできない。
- 対アルゼンチン経済制裁の後、欧州議会は加盟国の統一の行動を求める条項を含む決議 Resolution on the Significance of Economic Sanctions, particularly Trade Embargoes and Boycotts, and their Consequences for the EEC's Relations with Third Countries, [1982] OJ C 292/13 を採択した。
- (97) 理事会規則 1577/82, [1982] OJ L 102/1.

- (38) この点では、二国間の關係級及びその他のハイ・レベルでの接觸の停止並びに中国人学生に対するヴィザの発給の停止に限られ、外交使節の削減などの手段は執らなかつた。 Bull. EC, 6-1989, 1.124. Ibid, 2.3.27 2.1.29, 2.2.27 及び 2.4.1 参照。
- (39) Ibid. 果た Financial Times, 28 June 1989, A2 参照。一九八九年二月一八—一九日スタンブールで開催されたEC理事会が中国に対する信用保証の付与の禁止やレバレッジを決定した (Wall Street Journal, 19 December 1989, A16)。
- (40) その他、海上輸送における経済制裁に関する決議第六六五、人道的援助に関する決議第六六六及び航空輸送における経済制裁の確保に関する決議第六七〇等を採択した。
- (41) 理事会決議 2340/90, [1990] OJ L 213/1。決議案は「EC理事会は、三ヵ国間でベトナムの理事会決議に反して行われ、貿易 by the Community as regards Iraq and Kuwait, [1990] OJ L 304/L, Council Regulation 542/91 of 4 March 1991 amending Regulations (EEC) No 2340/90 and (EEC) No 3155/90 preventing trade by the Community as regards Iraq and Kuwait, [1991] OJ L 60/5, Council Regulation 811/91 of 27 March 1991 amending for the third time Regulation (EEC) No 2340/90 preventing trade by the Community as regards Iraq and Kuwait, [1991] OJ L 82, Council Regulation 1194/91 of 7 May 1991 amending Regulation (EEC) No 2340/90 and (EEC) No 3155/90 preventing trade by the Community as regards Iraq and Kuwait' [1991] OJ L 115/37 及び Council Regulation 1194/91 of 7 May 1991 amending Regulation (EEC) No 2340/90 and (EEC) No 3155/90 preventing trade by the Community as regards Iraq and Kuwait, [1991] OJ L 115。以下この題旨を「Decision of Representatives of the Governments of the Member States of the European Coal and Steel Community, meeting within the Council of 8 August 1990 preventing Trade as regards Iraq and Kuwait (90/414/ECSC), [1990] OJ L 213/37 Decision of Representatives of the Governments of the Member States of the European Coal and Steel Community, meeting within the Council of 4 March 1991 amending Decision 90/414/ECSC preventing trade as regards Iraq and Kuwait (91/125/ECSC), [1991] OJ L 60/15 及び Decision of Representatives of the Governments of the Member States of the European Coal and Steel Community, meeting within the Council of 21 May 1991 amending Decision 90/414/ECSC preventing trade as regards Iraq and Kuwait (91/265/ECSC), 1991 OJ L 127/27 参照。」と見て、 Bull. EC, 7/8-1990 point 1.5.11 参照。

- (20) S/RES/748 (1992) 米羅中川 | | S/RES/731 (1992), 21 January 1992 参照。
- (30) S/RES/883 (1993).
- (70) Council Regulation (EEC) No 945/92 of 14 April 1992 preventing the supply of certain goods and services to Libya, [1992] OJ L 101.
- (90) Council Decision of 22 November 1993 on the common position defined on the basis of Article J. 2 of the Treaty on European Union with regard to the reduction of economic relations with Libya, 93/614/CFSP, [1993] OJ L 295.
- (90) Council Regulation (EC) No 3274/93 of 29 November 1993 preventing the supply of certain goods and services to Libya, [1993] OJ L 295 及び Council Regulation (EC) No 3275/93 of 29 November 1993 prohibiting the satisfying of claims with regard to contracts and transactions the performance of which was affected by the United Nations Security Council Resolution 883 (1993) and related resolutions, [1993] OJ L 295.
- (107) S/RES/757 (1992). Bull. EC, 6-1992, point 1.5.4. 参照。
- (80) Council Regulation (EEC) No 1432/92 of 1 June 1992 prohibiting trade between the European Economic Community and the Republics of Serbia and Montenegro, [1992] OJ L 151. 400の〇種品に關し Decision of the representatives of the Governments of the Member States meeting within the Council of 1 June 1992 prohibiting trade between the European Coal and Steel Community and the Republics of Serbia and Montenegro, [1992] OJ L 151/20, 92/285/ECSC 及び Decision of the Representatives of the Governments of the Member States, Meeting within the Council, of 15 June 1992 amending Decision 92/285/ECSC prohibiting trade between the European Coal and Steel Community and the Republics of Serbia and Montenegro (92/314/ECSC), 1992 OJ L 166/35 参照。
- (109) 貿易禁止の適用除外として、食料の輸出、セルビア及びモンテネグロを原産地国とし五月三十一日以前に輸出された製品の輸入、セルビア及びモンテネグロを通過中であつた製品の輸入、國際的な行動に關連した製品の輸出並びに医薬品の輸出が挙げられた。Council Regulation (EEC) No 1432/92 of 1 June 1992 prohibiting trade between the European Economic Community and the Republics of Serbia and Montenegro, [1992] OJ L 151 及び Decision of the representatives of the Governments of the Member States meeting within the Council of 1 June 1992 prohibiting trade between the European Coal and Steel Community

and the Republics of Serbia and Montenegro, (92/285/ECSC), [1992] OJ L 151/20 参照。

- (III) Bull. EC, 7/8-1992, point 1.4.22-1.4.24. Council Regulation (EEC) No 2015/92 of 20 July 1992 amending Regulation (EEC) No 1432/92 prohibiting trade between the European Economic Community and the Republics of Serbia and Montenegro, [1992] OJ L 205/4. Council Regulation (EEC) No 3534/92 of 7 December 1992 amending Regulation (EEC) No 1432/92 prohibiting trade between the European Economic Community and the Republics of Serbia and Montenegro, [1992] OJ L 358/16.
 Council Regulation (EEC) No 1433/92 of 1 June 1992 amending, with regard to the Republic of Bosnia-Herzegovina and Montenegro, Regulations (EEC) No 3587/91, (EEC) No 545/92, (EEC) No 546/92 and (EEC) No 547/92, [1992] OJ L 151/7 及び Council Regulation (EEC) No 40/93 of 8 January 1993 amending Regulation (EEC) No 2656/92 concerning certain technical modalities in connection with the application of Regulation (EEC) No 1432/92 prohibiting trade between the European Economic Community and the Republics of Serbia and Montenegro, [1993] OJ L 7 及び Decision of the Representatives of the Governments of the Member States, Meeting within the Council of 20 July 1992 amending Decision 92/285/ECSC prohibiting trade between the European Coal and Steel Community and the Republics of Serbia and Montenegro (92/388/ECSC), [1992] OJ L 205/5, Decision of the Representatives of the Governments of the Member States, Meeting within the Council of 20 July 1992 amending Decision 92/284/ECSC prohibiting trade between the European Coal and Steel Community and the Republics of Serbia and Montenegro (92/388/ECSC), [1992] OJ L 205/5 及び Decision of the representatives of the Governments of the Member States, meeting within the Council, of 7 December 1992 amending Decision 92/285/ECSC prohibiting trade between the European Coal and Steel Community and the Republic of Serbia and Montenegro (92/555/ECSC), [1992] OJ L 358/18 参照。
- 民間乗客航空便及びフェリーサービスにおける乗客及び個人的荷物の輸送については、安全保障理事会決議をしたが、制裁が緩和された。
- (III) Council Decision 94/672/CFSP, [1994] OJ L 266.
 (II) Council Regulation 2471/94, [1994] OJ L 266.
 (II) S/RES/917 (1992).

- (11) Council Decision of 30 May 1994 concerning the common position defined on the basis of Article J.2 of the Treaty on European Union regarding the reduction of economic relations with Haiti (94/315/CFSP), [1994] OJ L 139.
- (12) Council Recommendation of 30 May 1994 concerning a discontinuation of certain economic and financial relations with Haiti (94/313/EC), [1994] OJ L 139.
- (13) Council Regulation (EC) No 1263/94 of 30 May 1994 introducing a discontinuation of certain economic and financial relations with Haiti, [1994] OJ L 139.
- (14) Council Regulation (EC) No 1264/94 of 30 May 1994 prohibiting the satisfying of claims by the Haitian authorities with regard to contracts and transactions the performance of which was affected by the measures imposed by or pursuant to United Nations Security Council resolutions 917 (1994), 841 (1993), 873 (1993) and 875 (1993), [1994] OJ L 139.
- (15) Decision of the Representatives of the Member States, meeting within the Council of 30 May 1994 introducing a discontinuation of certain economic and financial relations with Haiti (94/314/ECSC), [1994] OJ L 139.
- (16) Council Decision of 14 October 1994 concerning the common position defined on the basis of Article J.2 of the Treaty on European Union regarding the termination of the reduction of economic relations with Haiti (94/681/CFSP), [1994] OJ L 271.
- (17) Council Regulation (EC) No 2543/94 of 19 October 1994 repealing Regulation (EC) No 1263/94 introducing the discontinuation of certain economic and financial relations with Haiti, [1994] OJ L 271. 決定 Decision of the Representatives of the Member States, meeting within the Council of 19 October 1994 repealing Decision 94/314/ECSC introducing the discontinuation of certain economic and financial relations with Haiti (94/680/ECSC), [1994] OJ L 271. 1264/94 決定 Decision of the Representatives of the Member States.
- (18) Kuyper, P.J., "Community Sanction Against Argentina: Lawfulness under Community and International Law", in O'Keefe, D., and Schermers, H.G., eds, *Essays in European Law and Integration* (1982) 141 at 148-149.
- (19) [1979] ECR 2871 at 2887.
- (20) [1976] OJ C89/7, para 1.

- (124) 前述、対イラク及び対セルビア制裁参照。
- (125) マーストリヒト条約第J1条。
- (126) マーストリヒト条約第J1条第三項。
- (127) マーストリヒト条約第J2条第一項及び第二項。共通政策の目的に関し、マーストリヒト条約第J1条第二項。
- (128) 一九九二年リスボン欧州理事会に提出された共同行動の領域に関する報告書参照。Bull. E.C. 6-1992, 18.
- (129) マーストリヒト条約第J3条第一項一。
- (130) 資本の移動及び支払に関してE C条約第七三条g参照。
- (131) E E C条約第二二八条後段。
- (132) マーストリヒト条約第J1条第四項。共同体理事会が第J1条に掲げられる原則の遂行を確保する。また、マーストリヒト条約第J2条第二項後段及び第三項。
- (133) マーストリヒト条約第J1条第五項。
- (134) マーストリヒト条約第J3条第七項。ただし、このような解決手段は、共同行動の目的に反すること又はその有効性を減じることとはできない。
- (135) 対アルジェンチン制裁における、アイルランド及びイタリアの見解参照。

当該研究について、文部省科学研究費一般研究(c) (06620023)の研究助成をうけた。

本稿脱稿後、合衆国オハイオ州デイトンにおいて行われたボスニア・ヘルツェゴビナ和平合意をうけ、国連安全保障理事会は一九九五年十一月二十二日停止する決議を全会一致で採択した。また、ボスニアを含む旧ユーゴ諸国への武器禁輸について段階的に解除する決議も、棄権したロシアを除く、十四カ国の賛成で採択した。